

行政改革推進審議会 会議概要

第2回会議	
開催日時	平成19年4月6日（金）14時00分～15時55分
開催場所	山陽小野田市役所 第一委員会室
出席委員	8名出席（1名欠席）
出席職員	市長・市長公室長 行政改革課職員3名
協議概要	<p>1 会長、副会長選出 会長 佐々木憲光委員 副会長 穂本真一委員</p> <p>2 行政改革大綱及びアクションプラン（行動計画）について 行政改革課職員より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の「行政改革大綱」と「集中改革プラン」作成に係る国の指針 ・「行政改革大綱」と「集中改革プラン」の区別と位置づけ ・合併前の旧市町での行政改革大綱作成状況 ・合併後の集中改革プラン（本市の場合は「行財政改革プラン」と表記）の作成状況 ・本年9月の公表に向けて、行政改革大綱及びアクションプランの作成取組み <p>3 具体的な改革項目についての協議</p> <p>○公金収納対策の強化、債権特別対策室の設置 （行政改革課職員より説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税等公金の収納状況について、平成17年度の収入未済額（未集金）が約11億5千万円、不納欠損額が約2億9,600万円あり、収納率については、現年度分に比べ滞納繰越分が著しく低い状況である。 ・この状況を勘案し、公金負担の公平性と収納率の向上を目指し、滞納者（特に悪質滞納者）に対して財産調査、差押え及び公売等法的措置を中心に実施する部署（債権特別対策室）の設置が必要と考える。 ・早急に取り組むべき課題であることから、行政改革大綱の公表に先駆け、本年4月1日付けで設置したところである。 <p>（委員からの主な意見、質疑等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益と負担は表裏一体であるから、公金を徴収することばかりにとらわれず、市民サービスを充実すべきである。 ・滞納対策はスピードが重要である。滞納発生後、時間をかければ

かけるほど徴収困難になる。

- ・未集金は請求額に対し、何%なのか。
⇒約9%である。市税に限っては、約8%である。
- ・債権特別対策室の人事体制は。
⇒市職員3名のほか、実務アドバイザーとして県税OB、威圧脅迫対策として警察OBを嘱託職員として雇用している。
- ・公金徴収各課の徴収事務はなくなるのか。
⇒従来どおり継続する。債権特別対策室はあくまでも、再三の督促・催告にもかかわらず一定期間以上滞納している滞納者に対し、法的措置を行う。
- ・職員による徴収事務には限界があるのではないか。民間への委等について検討はしないのか。
⇒民間の電話催告会社等があるが、今のところ民間委託は考えていない。
- ・毎年の未集金の状況や不納欠損額の状況を、市民に公表すべきである。
- ・滞納者の氏名公表に関する条例の制定、滞納者に対する市民サービスの制限等、他の有効策についても検討すべきである。

4 その他

次回開催 平成19年4月26日(木) 14:00から